

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 令和2年第4回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第87号 「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部
改正について

病院局

令和2年5月27日

「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部改正について

1 目的・概要

市立病院では、市民に必要な医療を継続して提供するため、地域の医療機関と密接な連携を図っており、患者さんが市立病院に集中しないよう、また、手術、入院が必要な緊急度の高い患者さんへの対応に専念できるよう、日頃の診療は、地域の身近な「診療所・クリニック」など“かかりつけ医”をお願いをし、より専門的な検査や治療が必要な場合に、かかりつけ医に紹介状を書いてもらい受診をいただいております。

こうした、地域医療連携、医療機能の分担を推進するため、健康保険法等において、一般病床200床以上の病院は、紹介状なしに受診した初診患者等に対して加算料を徴収することができることされており、市立3病院においては、平成14年から紹介状のない初診患者に対する加算料を設定しています。

平成28年には、健康保険法等が改正され、一定規模以上の地域医療支援病院等について、「紹介状なしに受診した初診患者」及び「逆紹介する旨を申し出たにも関わらず受診した再診患者」に対する一定額以上の加算料の徴収が責務とされたことから、対象となった川崎病院において、国基準に基づく最低金額による加算料を設定しました。

令和2年4月に、医療の機能分化の更なる推進を目的として、関係する国の規則等が改正され、一定額以上の加算料の徴収が責務とされる病院の対象範囲が拡大されたことにより、新たに多摩病院がその対象となったことから、「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部を改正し、**多摩病院に係る当該加算料の種別及び金額を定めるもの**です。

【条例改正の概要（市立3病院における当該加算料の設定状況）】

病院名（一般病床数）	非紹介患者初診加算料 ^(※1)		再診患者加算料 ^(※2)	
	医科	歯科	医科	歯科
多摩病院（376床） 【地域医療支援病院】	2,000円 ⇒ <u>5,000円</u> <u>（改定）</u>	2,000円 ⇒ <u>3,000円</u> <u>（改定）</u>	<u>2,500円</u> <u>（新設）</u>	<u>1,500円</u> <u>（新設）</u>
川崎病院（663床） 【地域医療支援病院】	5,000円	3,000円	2,500円	1,500円
井田病院（343床）	2,000円	2,000円	なし	なし

※1 **非紹介患者初診加算料**：他の病院又は診療所からの文書による紹介がなく初診を受ける者の当該初診に係る加算料

※2 **再診患者加算料**：診療をした医師又は歯科医師が他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、再診を受ける者の当該再診に係る加算料

2 令和2年4月に改正された国が定める規則等

(1) 改正された規則等

- ・ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（令和2年厚生労働省令第24号により一部改正）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（令和2年厚生労働省告示第55号により一部改正）

(2) 改正内容

- ・ 一定額以上の加算料の徴収が責務とされる病院の対象範囲

改正前…特定機能病院^(※3) 及び許可病床400床以上の地域医療支援病院^(※4)

改正後…特定機能病院及び一般病床200床以上の地域医療支援病院

※3 特定機能病院：医療法第4条の2第1項の規定に基づき、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として厚生労働大臣が承認した病院。大学病院や国立病院などが承認を受けている。

※4 地域医療支援病院：医療法第4条第1項の規定に基づき、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が承認した病院。

3 条例改正の内容

県内・市内の病院における料金設定状況も踏まえ、厚生労働省告示に規定される**最低金額**により、多摩病院の非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料の額を設定します。

(1) 多摩病院に係る非紹介患者初診加算料の改定

2,000円 ⇒ 医科5,000円、歯科3,000円

(2) 多摩病院に係る再診患者加算料の新設

医科2,500円、歯科1,500円

(3) 施行期日

令和2年10月1日^(※5)

※5 国が定める規則等の改正の施行期日は令和2年4月1日であるが、公的医療機関については、条例の制定等に要する期間を考慮し、6か月間の猶予期間が設けられているため、条例改正及び公布からの周知期間を勘案し、10月1日施行とする。

【参考】主な医療機関の料金設定

(令和2年4月1日現在)

病院名	非紹介患者初診加算料	再診患者加算料
聖マリアンナ医科大学病院 (一般病床 1,156 床)	医科 5,000 円 ※歯科 (標榜なし)	医科 2,500 円 ※歯科 (標榜なし)
関東労災病院 (一般病床 610 床)	医科 5,000 円 歯科 5,000 円	医科 2,500 円 歯科 2,500 円
●新百合ヶ丘総合病院 (一般病床 377 床)	医科 3,000 円 ⇒ <u>5,000 円</u> <新設> 歯科 <u>3,000 円</u>	<新設> 医科 <u>2,500 円</u> <新設> 歯科 <u>1,500 円</u>
●川崎幸病院 (一般病床 326 床)	医科 5,000 円 ※歯科 (標榜なし)	医科 1,100 円 ⇒ <u>2,500 円</u> ※歯科 (標榜なし)
横浜市立市民病院 (一般病床 624 床)	医科 5,000 円 歯科 5,000 円	医科 2,500 円 歯科 2,500 円
横須賀市立市民病院 (一般病床 476 床)	医科 5,000 円 歯科 3,000 円	医科 3,000 円 歯科 1,500 円

※ 聖マリアンナ医科大学病院は特定機能病院、それ以外は地域医療支援病院

※ ●印は、今回の療担規則等の改正により、新たに本制度に該当することとなった病院
(200床以上400床未満の地域医療支援病院)

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第6条、第16条関係） 1 使用料又は利用料金				別表（第6条、第16条関係） 1 使用料又は利用料金			
種別		金額	付記	種別		金額	付記
(略)				(略)			
非紹介患者初診加算料（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第5号又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項第5号に規定する選定療養（川崎病院及び多摩病院においては、健康保険法第70条第3項に規定する措置に係るものに限る。以下「選定療養」という。）のうち初診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）	川崎病院及び多摩病院	医師による初診については5,000円、歯科医師による初診については3,000円		川崎病院	医師による初診については5,000円、歯科医師による初診については3,000円		
	井田病院	2,000円		井田病院及び多摩病院	2,000円		
再診患者加算料（選定療養のうち再診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該再診に係る加算料をいう。）		医師による再診については2,500円、歯科医師による再診については1,500円	井田病院を除く。	再診患者加算料（選定療養のうち再診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該再診に係る加算料をいう。）	医師による再診については2,500円、歯科医師による再診については1,500円		川崎病院に限る。
(略)				(略)			